

介護保険施設等 集団指導



令和 7 年
鹿児島市消防局 予防課



福祉施設の防火安全対策

1 防火管理者の選任等

- ・ 防火管理者の選任
- ・ 消防計画の作成
- ・ 消防訓練の実施



防火管理者の資格を有する方の中から選任し、最寄りの消防署へ届出の提出、消防計画の作成や消防訓練の実施が法令で定められています

※防火管理者が必要な施設の目安は

特別養護老人ホームなど……収容人員10名以上

老人デイサービスセンターなど……収容人員30名以上



福祉施設の防火安全対策

2 消防用設備等の設置

火災から人命安全の確保を図るため、火災の早期発見、通報、迅速な初期消火、安全避難などを目的とし、設置が義務付けられています。

設置の必要な消防用設備等



自動火災報知設備



火災通報装置



消火器



スプリンクラー設備

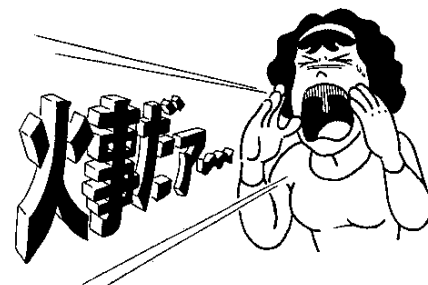
※構造や規模によって不要となる場合もあります



火災が起ってしまったら

1 初期消火

- 「火事だ！」と**大きな声**で周りに**知らせる**。
- **天井に火**が達している場合は、**避難優先**



2 119通報

- 「**燃えているもの**」「**逃げ遅れ**の有無」等を必ず伝える。

※スプリンクラー設備が作動した場合、消火完了後の水損防止のため、以下の手順を確認しておいてください。(消防訓練において)

1 スプリンクラーポンプが**ある**場合

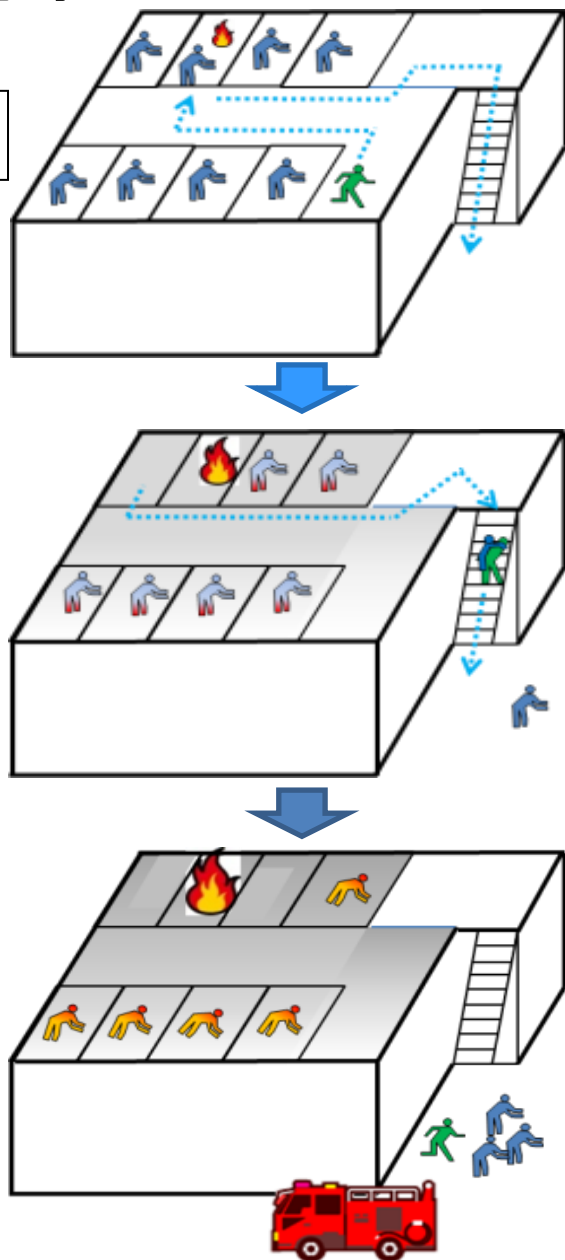
- **バルブ**を閉める
- **ポンプ**を停止する

2 スプリンクラーポンプが**ない**場合(**水道直結型**など)

- **バルブ**を閉める

3 避難誘導

従来の避難



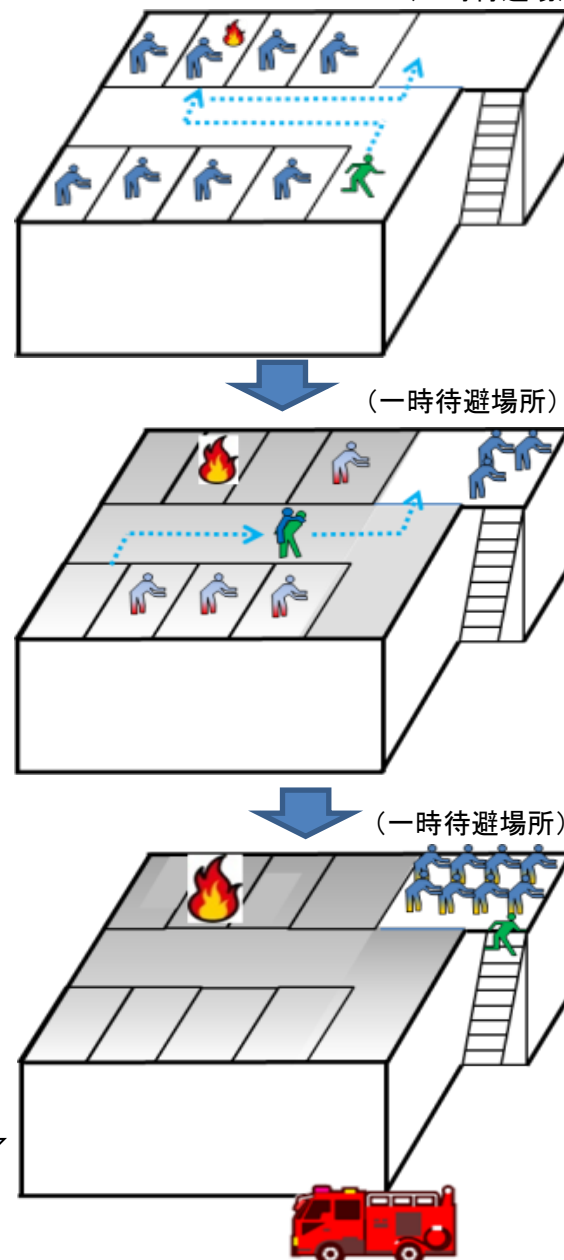
火災発生

消防隊到着

(一時待避場所経由)

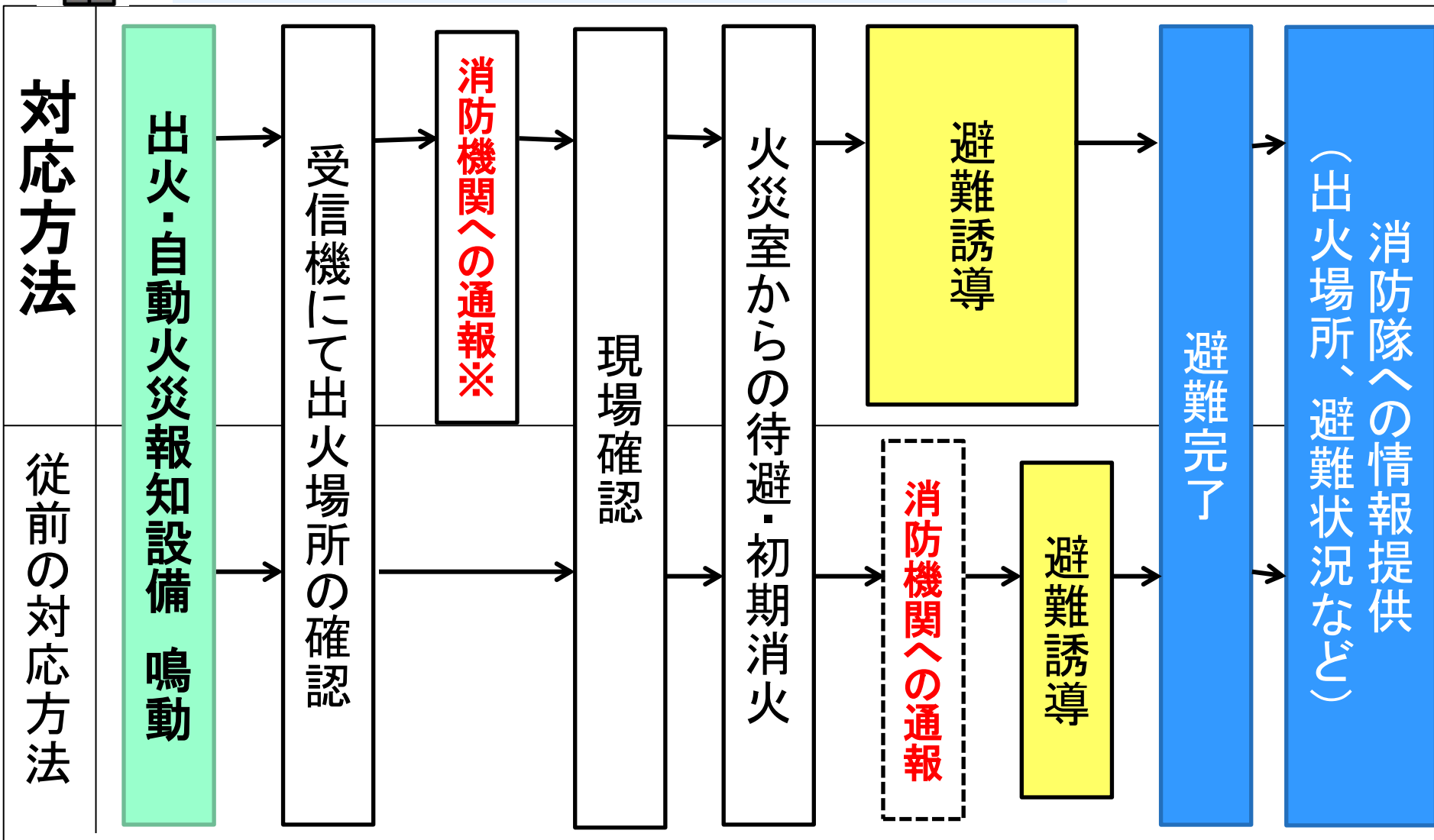
(一時待避場所)

水平避難





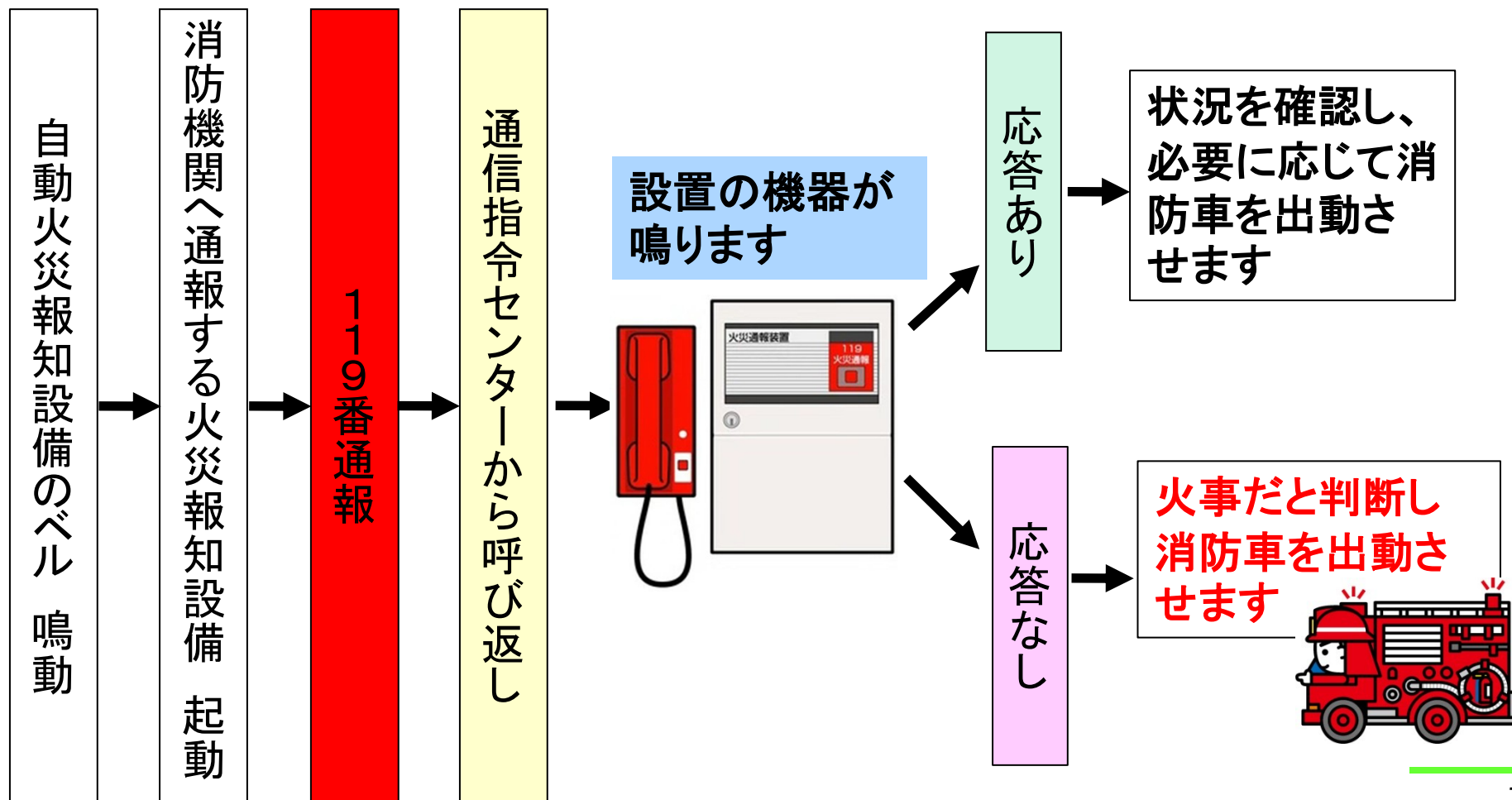
火災時の対応フロー





☑check 確認してください！

「自動火災報知設備」と「消防機関へ通報する火災報知設備」が連動している場合、自動火災報知設備のベルが鳴ると自動的に119番通報されます！





消防局からのお願い

近年、デイサービス事業所が宿泊を伴う福祉施設へ変更した場合、又は入居者数や入居する要介護状態区分3以上の割合に変更があった場合、新たな消防用設備の設置や防火管理者の選任等が必要になることがあります。

施設の形態や入居者の変更が伴う場合は、最寄りの消防署へご相談ください。

例)

有料老人ホーム、入所者15名(要介護状態区分3以上が半数以下)、延べ面積150㎡
→用途(6)項ハ、消火器、誘導灯、防火管理者不要

入所者の要介護状態区分の変更



収容人員や延べ面積の変更がなくても
用途が変更となり、設備が強化

有料老人ホーム、入所者15名(要介護状態区分3以上が半数以上)、延べ面積150㎡
→用途(6)項ロとなり、消火器、誘導灯の他、新たに防火管理者の選任、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、及び消防機関へ通報する火災報知設備の設置義務が生じる

【問い合わせ先】

消防局予防課 222-0970 中央消防署 285-0119 西消防署 254-0119 南消防署 269-0119